

令和8年6月12日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

埼玉県知事 大野 元裕

介護分野における人材確保及び安定運営確保の推進等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

埼玉県では、2040年に向けて、介護ニーズが高まる85歳以上の高齢者が全国トップレベルのスピードで増加することから、介護ニーズに対応するために、介護サービスを担う人材の安定的な確保が不可欠です。

また、介護サービス事業者の経営は、人材不足に加え、イラン情勢により、昨今の物価高騰がますます深刻化するおそれがあり、大変厳しい状況にあります。

特に、令和6年度に介護報酬が減額された訪問介護等のサービスについては、全国的に廃業や倒産の件数が増加しています。

このような状況が続いた場合、必要な介護サービスが提供できない状況にもなりかねません。

つきましては、高齢者が安心して暮らせることができるよう、下記の要望項目について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 介護分野における人材確保及び安定運営確保の推進

(1) 現状・課題等

今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。

令和8年度に行われる介護報酬臨時改定において、介護支援専門員を含む介護従事者の処遇改善についての措置が講じられることになったが、介護職員・介護支援専門員の給与水準は全産業平均に比べても依然低い

状態であり、職責に見合った給与水準とする必要がある。

また、介護報酬の地域区分においては令和6年度から新たな特例の設定により東京都特別区と隣接する市において6級地から5級地への引上げが可能になったが、依然として級地差が大きい市がある。また、令和6年の人事院勧告による地域手当の区分が適用された場合、級地差が拡大してしまうことから、地域区分を国家公務員の地域手当に準拠して設定するのではなく、例えば、介護従事者の流出の状況に合わせて報酬も調整できるよう、制度を見直す必要がある。

都県境にある県内市は鉄道路線で都内と直接結ばれ、隣接する東京都の区市と一体の生活圏を形成していることから、通勤や経済活動の圏域を考慮した区分や補正を設定することで自治体間の格差を解消することが必要である。

さらに、訪問介護等サービス事業者については、令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が減額されたことや、物価高騰、人材不足の影響などにより、訪問介護事業所の経営は大変厳しい状況にある。

光熱費等の価格上昇分はコストを削減するだけでは対応できず、介護サービスは国が定めた介護報酬により運営されているため、利用者へ負担を転嫁することも難しい。令和8年度に行われる介護報酬臨時改定により、食費に関する基準費用額の引上げが行われるものの、十分なものとは言えない。

特に、訪問介護等のサービスについては、全国的に廃業や倒産の件数が増加している状況も踏まえ、年度途中の臨時的な措置を含め、安定的な運営が確保できるよう、機動的に必要な対応をとるべきである。

(2) 要望項目

介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和9年度以降も必要な財政的措置を引き続き図ること。

他業種との賃金格差を解消するため、介護現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善に要する費用を介護報酬とは別に措置すること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。

また、介護職員が各地域において安定的に確保されるように、介護報酬の地域区分を定めること。地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、地方公共団体と丁寧に議論をするとともに、通勤や経済活動等の圏域を考慮した区分や補正を設定するなど、地域の実情を適切に反映したものとすること。

さらに、介護サービス事業者の安定的な運営が確保できるよう、食材費や燃料費をはじめとした急激な物価上昇などの社会経済情勢の変化に機動的に対応すること。

訪問介護など令和6年度の介護報酬改定において基本報酬が減額されたサービス種別について、小規模事業者を含め事業者の経営実態を正確に把握し適切な介護報酬とすること。

2 県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について

(1) 現状・課題等

職業安定法第27条の規定に基づき、県立高等学校等の校長は求人・求職の申込の受理や求職者の求人者への紹介など、公共職業安定所長の業務の一部を分担している。

この分担は校長の同意又は要請によることとなっているが、公共職業安定所の職業紹介の体制から実情として分担が前提となっている。これは実質的な委託業務であり、教育現場に多大な業務負担が発生しているにもかかわらず、担当する教員の定員及び人件費等の財政措置が講じられておらず、支援を行う十分な「高等学校就職支援教員」（以下「ジョブ・サポート・ティーチャー」という。）の配置もなされていない。本来は公共職業安定所が担う業務を教員が担っていることから、これに係る費用については全額国の負担とすべきである。

また、現在、厚生労働省が提供する就職情報システム「高卒就職情報WEB提供サービス」（以下「高卒WEB」という。）は、生徒自ら求人情報を検索・比較する用途に適していないなど、運用上の課題がある。令和8年2月に開催された「第35回高等学校就職問題検討会議」において、高卒WEBの改修を検討することが明らかになったが、具体的な内容は盛り込まれておらず、また、改修まで相当の期間を要する見込みとなっている。

そのため、教育現場では、利便性が高い民間サービスを利用せざるを得

ない状況にあるが、雇用側にとっては、支払料金に応じて生徒に提供される情報量及び頻度が変動するため、公平な情報提供の機会が確保されないという課題がある。

(2) 要望項目

職業安定法第 27 条の規定に基づく業務分担の費用については、国が全額負担すること。また、全額負担に至らない場合には、その不足分を、ジョブ・サポート・ティーチャーの定数拡充により適切に補充すること。

高校生の就職に関して就職支援の充実や教育現場の負担軽減を図るため、早期に、高卒WEBの改修又は新たなシステムの構築を行うこと。その際、次の点を十分に反映されたい。

- ・ 生徒が主体的に企業や職種を調べることができるよう、求人票を容易に検索・比較検討できる機能や生徒一人一人に応じた情報を提示する機能など、生徒にとって利便性の高いシステムとすること。
- ・ 紙の求人票の整理や応募前職場見学の日程調整など、現在教員が行っている事務処理を省略化できるよう、指定校求人を含む求人票や企業との連絡調整をデジタル化し、教員の事務負担を軽減するシステムとすること。
- ・ スマートフォンやタブレットなどの多様なデバイスに対応したシステムとすること。
- ・ 高卒WEBの改修又は新たなシステムの構築が完了するまでは、実情として教育現場での利用が進んでいる民間サービスを国として推奨すると同時に、推奨する民間サービスにおいては、雇用側の支払った金額に応じて就職側が受け取る情報に差がつかないように適切な支援を行うこと。

3 医療分野における人材確保及び安定運営確保の推進

(1) 現状・課題等

医療機関等の経営環境は、光熱費等の度重なる価格上昇や、賃上げに伴う人件費や業務委託料の増加の影響を受け、非常に厳しい状況が続いていた。

この状況を踏まえ、令和 7 年 12 月に成立した国の補正予算において、

診療報酬改定の効果を前倒しするための「医療・介護等支援パッケージ」として1兆円を超える予算が計上された。

また、令和8年度診療報酬改定では、本体部分が3.09%の大幅なプラス改定となったことに加え、物価の更なる上昇を見据え、令和8年度及び令和9年度の改定率をそれぞれ定められた。加えて、令和9年度の報酬改定について見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、令和9年度予算編成において更なる必要な調整等を行うとされたが、物価の急激な高騰により医療機関等の経営に支障が生じた場合の年度途中での対応については明らかにされていない。

そのため、医療機関等のより安定的な運営確保の推進のためには、今後の経済・物価の動向により、医療機関等の経営に支障が生じた場合には、年度途中の臨時的な措置も含め、機動的に必要な措置を講じることが望ましいと考えられる。

併せて、昨今の物価高騰によって医療機関等の消費税負担が増加していることから、診療報酬における補填が不十分な控除対象外消費税について税制上の措置を含めた抜本的な対応を行うことが望ましいと考えられる。

また、人口減少等に伴い看護師等の医療人材の不足が深刻である中、その確保・定着を図るため、診療報酬において業務内容や責任の重さに見合った適正な評価を行うことが求められる。

(2) 要望項目

令和8年度診療報酬改定は、本体部分で30年ぶりの規模のプラス改定となったが、今後の物価等の社会経済情勢により医療機関等の経営に支障が生じた場合には、年度途中の臨時的な措置も含め、必要な調整を図ること。

併せて、診療報酬における補填が不十分な控除対象外消費税について税制上の措置を含めた抜本的な対応を行うこと。

また、看護師等の医療人材の不足が深刻である中、その確保・定着を図るため、診療報酬において業務内容や責任の重さに見合った適正な評価を行うこと。

4 医療的ケア児者への支援の充実について

(1) 現状・課題等

医療技術の進歩により医療的ケア児者が増加している中、医療的ケア児者の日常生活社会生活を社会全体で支援することが求められている。

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、児童については、都道府県において医療的ケア児支援センターの設置が進むなど支援体制が一定程度整えられつつあるが、18歳以上の医療的ケア者に対する支援には大きな課題が生じている。

学校卒業後、医療的ケア者の日中活動の場として想定される生活介護事業所等は、医療的ケアに不可欠な看護師等の配置が十分でなく、医療的ケア者の受入れが進んでいない。そのため、本人にとっての日中の居場所が自宅だけとなり社会参加が限られることはもとより、家族にとっては介護時間が増加し、大きな負担となっている。

また、医療的ケア者が外出する際は、医療機器や必要な物品の準備に加え、移動中もケアが必要であるが、医療的ケア者の送迎を行う生活介護事業所等は少なく、通所時の送迎が家族にとって大きな負担となっている。

こうしたことから、医療的ケア者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく医療的ケア者への福祉サービス等を一層拡充する必要がある。

(2) 要望項目

いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の利用終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと。

生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すこと。

5 障害者の住まいの場の充実

(1) 現状・課題等

国においては、昨今の資材費、労務費の動向を踏まえ、毎年度補助基準単価を見直し、令和8年度も前年度比7.7%増の改定が行われた。

しかし、急激な物価高騰による建設費への影響は現状の改定では追いついておらず、県内においても複数年掛けて準備をしてきた施設等の整備について、資金計画上の問題から国庫協議を見送るものが入所施設の整備案件を含め、複数発生している。

特に本県には1,393人の入所待機者が生じている。中でも、障害の重さや特性によってグループホームの体験利用を試みたが対応できないとされた方など、真に入所が必要な障害者185人が自宅等で待機しており、計画の延期等はこうした待機者に大きな影響を与えている。

また、障害者入所施設から地域移行を進めるためには、重度障害者に対応したグループホームの整備が必要であるが、現行の国庫補助制度では、本体工事費の補助単価が低い、重度障害者に対応する設備等の加算が十分ではないなどの課題がある。

重度障害者に対応したグループホームはハードの整備に加え、重度障害者を支援するために必要な人員を確保し、看護師等の専門スキルを持つ職員を配置するなど、ソフト面から支援体制を強化することも重要である。

加えて、人生の最終段階として迎える終末期に、住み慣れた障害者支援施設等で最期を迎えたいというニーズが高まっている。他方、障害者支援施設では、高齢化や重度化が進んでいるが、これまで看取りに関する標準的な手続きが定められておらず、また看取り加算など報酬上の評価が行われる仕組みがないことから、施設内で看取りに対する一定のニーズはあるものの、対応できない状況である。

国では、看取りに関し、令和5年度「障害者支援施設や共同生活援助事業所、居宅支援における高齢障害者の看取り終末期の支援を行うための研究」を実施し、令和7年度「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」で議論を進めている。

(2) 要望項目

建設費高騰に対応した施設整備費に係る国庫補助基準額単価の改定を行うこと。

地域移行を進めるため、重度障害者に対応したグループホームの創設を促す国庫補助制度へ見直すとともに、グループホームに入居する重度障害者に適切な支援ができるよう、職員配置基準の見直しや加算制度の充実を図ること。

障害者支援施設等の入居者が住み慣れた場所で最期を迎えることができるよう、看取りに関する標準的な手続きを定めるとともに、看取り加算などの報酬上の評価を行うこと。

6 福祉分野における人材確保及び安定運営確保の推進

(1) 現状・課題等

少子高齢化の進展に伴い、他産業に比べ給与額が低い福祉業界では人材の確保がますます厳しい状況となっている。障害児者施設事業所において、人材確保・定着は喫緊の課題である。

国においては、処遇改善加算において、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップにつながるよう改定を行った。令和8年度は、9年度の定期的な報酬改定を待たず、障害福祉従事者を対象とした幅広い賃上げ措置などにより、1.84%の改定を行った。

しかし、関係団体からは依然として、「総合的に福祉人材の確保につながるような施策を実施すること」、「他業種との給与差が大きくなっており、最低賃金の上昇率も極めて高いことから、処遇改善の充実を図ること」について、要望をいただいている。

(2) 要望項目

障害児者施設・事業所の人材確保・定着を図るため、介護職員と同等に国の施策の充実を図ること。

他業種との賃金格差を解消するため、現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善の充実を図ること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような

仕組みとすること。

7 こども等に対する公費負担医療制度の創設及び重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設

(1) 現状・課題等

福祉医療（こども、重度心身障害者、ひとり親家庭等）は全都道府県で実施されており、子育て環境の充実や、社会的に弱い立場にある人の支援に大きな役割を果たしている。

現在の医療費助成は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。

本県は令和6年4月からこども医療費助成制度の対象年齢拡大と所得制限の撤廃を実施し、さらに令和8年1月から重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神障害者保健福祉手帳2級所持者を加える改正を行ったが、福祉医療費の助成は医療に関するセーフティネットの役割を果たしており、本来、ナショナルミニマムとして国が統一的に実施するべきものと考えことから、全国一律の制度創設を改めて国に求めたい。

(2) 要望項目

こども、重度心身障害者、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、全国一律の福祉医療費助成制度を早急に創設すること。

8 医療提供体制の整備に必要な国庫補助金の確保について

(1) 現状・課題等

医療資源の乏しい本県において、救急医療、周産期医療、災害医療などの地域医療を提供するためには、それを担う医療機関への財政支援が必要不可欠であり、その多くは国庫補助金によるものである。

一方、救命救急センターや周産期母子医療センターの運営費への補助を含む「医療提供体制推進事業費補助金」については、例年、交付額が基準額を下回り、補助基準額どおり補助できない事態が生じており、これまでも必要な財源を十分に確保することを要望してきたところである。

さらに、搬送困難事案を受け入れる医療機関への補助を含む「医療施設

運営費等補助金」についても、これまで交付申請額に対して満額交付されていたところ、令和6年度は交付申請額に対する交付割合は約65.3%と急激に低下し、令和7年度は52.2%と全都道府県で最低の交付率であった。

急速な高齢化に伴い、救急搬送患者数が過去最高を更新し続けるとともに、搬送困難事案数も高止まりする一方で、医療機関の経営状況は悪化するなど、医療機関の負担は非常に増加している。

こうした状況下において、国庫補助金が不足し、医療機関への必要な財政支援ができない場合には、本県の医療提供体制に重大な影響が生じるおそれがある。

当該事業は、県民の生命に直結する重要な事業であることから、国庫補助金の不足分をやむを得ず県の一般財源で補填している。

(2) 要望項目

医療提供体制の整備に必要な国庫補助金について、対象事業を十分に実施できる額を確保すること。